

議案第15号

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月20日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区個人情報保護条例の改正に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出する。

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例（平成4年3月世田谷区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1項中「、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条」を削る。

第7条第1項中「から」を「に」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 審査会は、条例諮問に係る審査のため必要があると認めたときは、実施機関（世田谷区情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に対し、開示決定等（同条例第11条第1項に規定する開示決定等をいう。）に係る行政情報（同条例第2条第2項に規定する行政情報をいう。）の提示を求め、又は区長に対し、利用決定等（世田谷区公文書管理条例第16条各項の決定をいう。）に係る特定重要公文書（同条例第2条第4項に規定する特定重要公文書をいう。）の提示を求めることができる。

第7条第3項中「から」を「に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前に、世田谷区個人情報保護条例（平成4年3月世田谷区条例第2号）第43条の規定により世田谷区行政不服審査会及び行政不服審査における費用負担に関する条例第1条の2第1項に規定する審査会に諮問をした事案であって、この条例の施行の際に当該諮問に対する答申がされていないものについての調査審議の手続は、この条例による改正後の第1条の2第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。